

No	041	市町村名	箕面市		実施の有無	平成23年1月10日作成
障がい者施策	A	重度身体障害者住宅改修費助成事業			有	所在地:大阪府箕面市西小路4丁目6番1号 [平成22年12月31日現在] 人口:127,510人 高齢化率:20.7%
	B	その他のバリアフリー施策			有	
高齢者施策	C	高齢者住宅改修費助成事業			無	
	D	介護保険住宅改修費支給			有	

A	重度身体障害者住宅改修費助成事業				担当部署	障害福祉課
対象者	障害者手帳1～3級までの者で、下肢機能障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害、療育手帳Aの交付者 上記と同程度の障害を有する者で市長が必要と認めた者					
助成金額の上限	100万円(日常生活用具の住宅改修及び介護保険住宅改修の対象となる者の限度額は80万円)					
手続きの流れ	申請前の相談の際におおよその問題や内容を把握し、その後申請書式に必要事項を記入し申請、訪問調査は市に勤務するPT・OTが実施。訪問後改修助成の内容で修正が必要な場合は、修正申請となる。工事実施後も市に勤務するPT・OTが訪問し実施内容の確認を行う。					
HPへの掲載	有		訪問調査	有	PT・OTの事前、事後訪問あり	
事業概要説明書類	有					
申請書類	有					
特記	市役所(本庁)での対応はなく、箕面市総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)にて対応を行っている。					

B	その他のバリアフリー施策				
日常生活用具の給付(住宅改修/居宅生活動作補助用具)					

D	介護保険住宅改修費支給				担当部署	健康福祉部 高齢福祉課	
対象者	要介護・要支援認定者				業者登録	無	
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)				償還払い	有	受領委任払い 有
手続きの流れ	事前申請受付→事前審査→確認通知送付→工事着工→事後申請受付→事後審査→給付決定→給付						
HPへの掲載	有		訪問調査	有	一部訪問実施		
事業概要説明書類	有						
申請書類	有						
特記	申請(事前相談・審査・書類提出など):箕面市健康福祉部 高齢福祉課(総合保健福祉センター内) 支払い関係:箕面市市民部 介護・福祉医療課 介護保険担当						